

北本市市民公益活動推進計画 年度別進行計画

1 市民公益活動の普及・啓発							
推進施策	内容	実施目標年度					推進課
		H25	H26	H27	H28	H29	
(1) 情報提供の充実	ア 市民公益活動ガイドブック等の発行	市民公益活動団体データベースを構築し、そのデータベースをもとに市内で活動する市民公益活動団体の情報を広く市民に提供する。			○	→	協働推進課
	イ 既存の広報媒体の見直し	市の広報への情報掲載が特に有効なことから広報掲載による効果的な情報発信について検討する。また、駅掲示板の掲示許可申請についての見直しを行う。	○	→			秘書広報課 総務課 協働推進課
	ウ 市民公益活動支援サイトの創設	情報が一元的に発信できるよう市内で活動している団体の情報が一覧できるサイト開設等について検討する。	○	→			秘書広報課 協働推進課
	エ イベントの活用	北本まつり等多くの市民が集まるイベント会場内に市民公益活動団体紹介スペースを設置する。		○	→		協働推進課 全課
(2) 講座・啓発事業の開催	ア 市民公益活動入門講座の開催	まちづくりに参加するためのきっかけづくりを目的に、市民公益活動の入門講座等を開催する。		○	→		協働推進課
	イ 小中学生のボランティア活動体験の拡充	小中学生のボランティア活動の拡充を図る。	○	→			学校教育課 協働推進課
	ウ NPOフェスタ等の開催	市民公益活動団体の活動を広く市民に紹介するためのフェスティバルやコンテスト等のイベントの開催について、市民公益活動団体と協議する。また、事例発表会の開催を検討する。			○	→	協働推進課 全課
	エ 団体表彰制度の創設	継続的な市民公益活動を称え、広く市民にその活動を周知するため、表彰制度の創設について検討する。			○	→	秘書広報課 協働推進課 全課

2 市民公益活動の環境整備		内 容	実施目標年度					推進課	
推進施策			H25	H26	H27	H28	H29		
(1) 活動場所の提供	ア 公民館貸出制度の見直し	各公民館の会議室や研修室の利用について、市民公益活動団体がより使用しやすいよう、貸出制度の見直しを行う。	○	→				生涯学習課 文化センター 協働推進課	
	イ NPO/SOHOオフィスの設置	活動拠点のない市民公益活動団体やSOHO事業者を対象としたブースタイプの事務スペースの提供について検討する。		○	→				産業観光課 協働推進課
	ウ 北本市市民公益活動支援コーナーの充実	北本市市民公益活動支援コーナーを、より有効に市民公益活動の情報が提供でき、かつ、団体の活動拠点ともなるよう改善を図る。		○	→				協働推進課
(2) 庁内支援体制の整備	ア 専門相談窓口の開設	市民公益活動支援専門相談窓口を開設するとともに、窓口で専門的知識を持つ相談員を配置して、部署間が連携して市民公益活動を支援できるよう取り組む。		○	→				総務課 協働推進課
	イ 職員研修の実施	職員の意識改革を進め、自ら市民と共にまちづくりを進めていこうという意欲ある職員を育成するための研修を実施する。	○	→				総務課 協働推進課 全課	
	ウ 自治基本条例推進員の配置(既設)	北本市自治基本条例推進員に対し、市民公益活動推進の必要性について更なる意識付けを図る。	○	→				協働推進課 全課	

3 市民公益活動団体の自立支援								
推進施策		内 容	実施目標年度					推進課
			H25	H26	H27	H28	H29	
(1) 人材育成の支援		市民公益活動団体のスタッフ向けに、スキルアップ講座開催の検討やNPO等が開催する講座の情報提供を行う。			○	→		協働推進課
(2) 人材活性化の支援	ア ボランティア登録制度の充実	社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターで実施しているボランティア登録について、その制度をPRし、更なる市民公益活動の充実を図る。	○	→				福祉課 協働推進課
	イ 人材バンクの創設	ボランティアセンターのボランティア登録と連携させた市民公益活動に必要な人材の紹介ができるようなシステムの構築について検討する。		○	→			生涯学習課 協働推進課
(3) 活動資金の支援	ア 公募型補助金制度の充実	市民公益活動団体が自ら企画し、実施する公益的な事業に要する経費の一部を市が補助する「北本市公募型(提案型)補助金」の充実を図る。	○	→				協働推進課 全課
	イ 寄付制度の創設	市民公益活動支援基金の創設を念頭に寄付制度の創設について検討する。また、ふるさと納税制度と連動した制度として整備できないか併せて検討する。		○	→			政策推進課 財政課 税務課 協働推進課
(4) NPO法人認証取得の支援		特定非営利活動法人の認証取得を目指す団体に対して、的確な相談ができるよう専門相談員を配置した相談窓口を開設し、団体の認証取得に向けた取組みを支援する。		○	→			協働推進課

4 市民公益活動のネットワーク形成								
推進施策		内 容	実施目標年度					推進課
			H25	H26	H27	H28	H29	
(1) 市民公益活動団体の交流促進		市民公益活動団体の交流会を開催し、市内で活動する団体間が主体的に情報交換する取組みを促進する。	○	→				協働推進課 全課
(2) 団体間連携の促進	ア 自治会・地域コミュニティ委員会との連携	地域の活動とNPOやボランティアなどが行う市民公益活動を平行して促進するため、両者が連携できるような取組みを進める。			○	→		くらし安全課 協働推進課
	イ 企業との連携	企業と市民公益活動団体が交流できるような場の設定について検討する。		○	→			産業観光課 協働推進課
(3) 中間支援組織の設立支援		市だけが市民公益活動団体を支援するのではなく、市民公益活動を支援する市民公益活動団体が生まれる環境を目指し、その取組みを支援する。			○	→		協働推進課
(4) 庁内連携組織の設置		市民公益活動が支援できるよう庁内連携組織として、北本市協働推進等庁内委員会を設置する。	○	→				協働推進課 全課